

令和元年度第5回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	令和元年8月26日 午後2時00分							
閉会日時	令和元年8月26日 午後3時40分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 会 出 席 委 員 (17名)	1	南 忠明	2	出口 幸博			4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一	7	中村 耕二	8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴		
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (2名)	3	山崎 早苗	12	奈留 敏弘				
推 進 委 員 会 出 席 委 員 (一名)								
欠 席 委 員 (一名)								
署 名 委 員	6	今里 誠一	16	尾崎 初雄				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 事務職員：伊東瑞樹 嘱託員：井川勝博							
	分室 奈留：村木博信係長 三井楽：野口作実係長 岐宿：月川美香主査							

	議 題	件 名	結 果
上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議案第 27 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
	議案第 28 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 29 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 30 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について	可 決
	議案第 31 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 2 時 00 分 開会＝

□事務局長

それでは、令和元年度第 5 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、3 番山崎早苗委員、12 番奈留敏弘委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 17 名となります。

よって、五島市農業委員会総会 会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和元年度第 5 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下

限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

また、本日の議案第 27 号の 2 番で審議していただく案件については、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合、農地法第 3 条第 2 項ただし書、及び農地法施行令第 2 条第 2 項第 5 号において、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人は、業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、不許可の例外として取り扱うこととなっております。以上です。

○議長

それでは、議案第 27 号の 1 番を審議いたします。なお、本案については〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

3 ページをご覧ください。

議案第 27 号

1 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外田 2 筆、3 筆合計 5,863 ㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 会社員兼農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲受理由： 父より譲り受けて引き続き耕作する。

譲渡理由： 高齢になったので後継者の息子に譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、8 月 16 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 27 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1 番は許可されました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 27 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑2筆、3筆合計4,530㎡

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇〇〇 〇〇〇〇 無職

譲受理由：就労継続支援入所者の作業の一環として野菜づくり体験・実習を行うため当該地を譲り受ける。

譲渡理由：市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容：売買 対価3筆合計〇〇万円

次に、8月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項ただし書に該当し、さらに施行令第2条第2項第5号に該当するため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第27号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

○議長

次に、議案第27号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 田、外田3筆畑1筆、5筆合計6,650㎡

譲受人： 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇（〇〇市〇〇町〇〇番地在住）〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 母より譲り受け農業経営の規模拡大を図る。

譲渡理由： 高齢により耕作できないので息子に譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、8月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第27号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は許可されました。

○議長

次に、議案第27号の4番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4ページをお開き下さい。

4番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑2筆、3筆合計6,303㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲受理由： 祖父より譲り受けて農業経営を開始する。

譲渡理由： 孫に譲り渡して農業経営を支援する。

契約内容： 贈与

次に、8月16日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第27号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって4番は許可されました。

○議長

次に、議案第28号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。5から6ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転

用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。また、本日の議案にもありますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可をすることができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

始めに、7ページをご覧ください。議案第28号の1番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 307㎡ 第1種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南へ約250mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、周辺土地とは、ブロック壁を設置することにより、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、また、近隣農地とは、十分な距離を取ることで、日照・通風・営農等影響はないと思われます。雨水排水は既存側溝に放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては例外的に許可することができるとなっております。

次に、8ページをご覧ください。議案第28号の2番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 317㎡ 第1種農地

譲受人：〇〇町〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約50mに位置し、農業振興地域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、最高0.6m、最低0.5mの盛土による土地の造成工事を施工します。隣接地境界は、擁壁を設置することにより土砂等の流出による被害発生の恐れはないと思われます。また、近傍に耕作している農地が無いので通風・日照・耕作等に影響を及ぼす恐れはないと思われます。雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、9ページをご覧ください。議案第28号の3番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 田 220㎡ 第3種農地

申請人：〇〇町〇〇番地、〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：駐車場用地

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難でまた、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可申請相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から北西へ約 50mに位置し、都市計画区域内の第一種住居地域の第3種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、敷地内は、既に砂利舗装され駐車台数 3 台の駐車場用地として利用しております。違反転用の発生から現在に至るまで、土砂等流失や崩壊の発生はなく、近隣農地の日照・通風・耕作等に影響はないと思われれます。雨水排水は自然流下する計画です。

次に、10 ページをご覧ください。議案第 28 号の 4 をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 246 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：贈与による所有権移転です。

申請地は、〇〇〇〇から北東へ約 160mに位置し、農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、申請地の東側は、擁壁が設置されており、また西側においては、擁壁設置工事を行うことにより土砂等流失や崩壊の恐れはなく、周辺に耕作している農地が無く日照・通風・営農等に被害の恐れはありません。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、11 ページをご覧ください。議案第 28 号の 5 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 434 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

借人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

貸人：〇〇市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：無償による使用貸借権です。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 370m付近に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、隣接する境界に沿ってブロック壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、建物を平屋建てにすることにより、近傍農地への営農及び日照・通風等、影響はないと思われれます。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

本案は、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、12 ページをご覧ください。議案第 28 号の 6 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 6,651 m<sup>2</sup> 農用地区域内の農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 700mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、申請地内の作業用道路を砂利敷とし、土砂等流失の恐れがないように致します。また、周辺の農地と十分な距離を確保し、施設の高さや設置位置を考慮し日照や通風及び営農等に被害の発生が無いように致します。当該事業は、〇〇〇〇が当該事業費を提供し、農業用ビニールハウスを利用した〇〇〇〇4 棟を建設し、〇〇〇〇を飼育して〇〇〇〇を出荷する計画です。〇〇〇〇の処理は、敷地内に設けた簡易的な施設で堆肥を製造し肥料として利用いたします。雨水排水は自然流下及び地下浸透させ、周囲にある畦畔や側溝によって他への流失が無いようにする計画となっております。本案は、農用地区域内の農地となっておりますが、農業用施設用地は例外的に許可することができます。令和元年 7 月 29 日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。本案については、8 月 16 日に全地区協議会を開催しております。

次に、13 ページをご覧ください。議案第 28 号の 7 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 1,895 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

借 人：〇〇都〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇  
〇〇〇〇

貸 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：地上権の設定で 21 年分の賃貸借料は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 300m付近に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内の作業用スペース及び通路は、砂利敷きとし境界の周囲には、コンクリート擁壁や石垣があり、土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので営農及び日照・通風等、影響はないと思われます。また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5kw の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、14 ページをご覧ください。議案第 28 号の 8 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,254 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

借 人：〇〇都〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇  
〇〇〇〇

貸 人：〇〇県〇〇市〇〇 〇〇番地〇〇 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：地上権の設定で 21 年分の賃貸借料は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 400m付近に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内の作業用スペース及び通路は砂利敷きとし、隣接周囲には、コンクリート擁壁や石垣があり土砂の流失や崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので営農及び日照・通風等影響はないと思われま  
す。また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5kw の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、〇〇〇〇から 500m以内の市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、15 ページをご覧ください。議案第 28 号の 9 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 208 m<sup>2</sup> 第 3 種農地

譲受人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇、〇〇番地〇〇 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：贈与による所有権移転です。

申請地は、〇〇〇〇から北へ約 100m付近に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地の境界に沿ってブロック壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無く、周囲は宅地化され耕作している農地も無く、建物の高さを平屋建てにすることで営農及び日照・通風等影響はないと思われま  
す。また、隣接する同町〇〇番の宅地 284.45 m<sup>2</sup>を事業併用地として利用します。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、〇〇〇〇から 300m以内の市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地です。

最後に、16 ページをご覧ください。議案第 28 号の 10 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1484 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲受人：〇〇都〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約 410m付近に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内の作業用スペース及び通路は砂利敷きとし、境界の東側は石積され、また畦畔が強固な為に土砂の流失や崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので営農及び日照・通風等影響はないと思われま  
す。また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5kw の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、〇〇〇〇から 500m以内の市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

以上です。

○議長

次に、議案第 28 号の 1 番から 10 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 28 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 28 号の 1 番について、当協議会は去る 8 月 15 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 28 号の 1 番

所 在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により、本案は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 28 号の 2 番から 4 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 28 号の 2 番から 4 番について、当協議会は去る 8 月 15 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 28 号の 2 番

所 在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

議案第 28 号の 3 番

所 在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：駐車場用地

議案第 28 号の 4 番  
所 在：〇〇町〇〇番  
申請者：〇〇〇〇  
転用目的：住宅用地

議案第 28 号の 2 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。3 番の申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域に用途設定された第 3 種農地である。

4 番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地及び駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 4 条及び第 5 条の農地転用許可基準により、2 番から 4 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 28 号の 5 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 28 号の 5 番について、当協議会は去る 8 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 28 号の 5 番  
所 在：〇〇町〇〇番  
申請者：〇〇〇〇  
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 28 号の 6 番と 7 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。  
ただいま議題となりました、議案第 28 号の 6 番及び 7 番について、当協議会は去る 8 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 28 号の 6 番  
所 在：〇〇町〇〇番  
申請者：〇〇〇〇  
転用目的：農業用施設用地

議案第 28 号の 7 番  
所 在：〇〇町〇〇番  
申請者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

議案第 28 号の 6 番の申請地は、農用地区域内の農地で農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。

7 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地及び太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により、6 番及び 7 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 28 号の 8 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。  
ただいま議題となりました、議案第 28 号の 8 番について、当協議会は去る 8 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 28 号の 8 番  
所 在：〇〇町〇〇 〇〇番  
申請者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

本案の申請地は、〇〇〇〇から 500m以内の市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により、8 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 28 号の 9 番と 10 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□ ○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。  
ただいま議題となりました、議案第 28 号の 9 番及び 10 番について、当協議会は去る 8 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 28 号の 9 番

所 在：○○町○○ ○○番

転用者：○○○○

転用目的：住宅用地

議案第 28 号の 10 番

所 在：○○町○○ ○○番

転用者：○○○○

転用目的：太陽光発電所用地

議案 28 号の 9 番の申請地は、○○○○から 300m 以内の市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地である。10 番の申請地は、○○○○から 500m 以内の市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅及び太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により、9 番及び 10 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 28 号の 1 番から 10 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号の 1 番外 9 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。  
17、18 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

19 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 12 筆、畑 52 筆、樹園地 1 筆の計 65 筆で、面積が 116,105.55 ㎡。所有権移転につきましては、田 6 筆、畑 5 筆の計 11 筆で、面積が 19,670 ㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

20 ページをご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
利用権を設定する者： ○○○○  
利用権を設定する土地： 畑 1 筆 3,196 ㎡  
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第29号 利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号 利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、利用権設定の2番を審議いたします。本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 田3筆 5,850㎡  
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第29号 利用権設定の2番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号 利用権設定の2番は、原案のとおり可決されました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第29号 利用権設定の3番1から10番、所有権移転の11番から14番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 畑12筆  
3番2 〇〇〇〇 畑1筆  
3番3 〇〇〇〇 畑4筆  
3番4 〇〇〇〇 田1筆  
3番5 〇〇〇〇 畑3筆  
3番6 〇〇〇〇 畑2筆

- 3番7 ○○○○ 畑1筆  
 3番8 ○○○○ 田4筆  
 以上3番1から3番8の面積合計は田5筆、畑23筆 39,772.55㎡  
 すべて新規で、契約内容は3番1、3番2が賃貸借権、3番3から3番8が使用貸借権となっております。  
 3番各号につきましては中間管理事業によるものです。
- 4番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 畑3筆
- 4番2 ○○○○ 畑3筆  
 4番3 ○○○○ 畑1筆  
 4番4 ○○○○ 畑2筆  
 4番5 ○○○○ 畑1筆  
 4番6 ○○○○ 畑1筆  
 4番7 ○○○○ 外4名 畑2筆  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 4番8 ○○○○ 畑1筆  
 4番9 ○○○○ 外4名 畑1筆  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 4番10 ○○○○ 畑1筆  
 4番11 ○○○○ 畑1筆  
 4番12 ○○○○ 畑1筆  
 4番13 ○○○○ 外3名 畑1筆  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 4番14 ○○○○ 畑1筆  
 4番15 ○○○○ 畑1筆  
 以上4番1から4番15の面積合計は畑21筆 43,465㎡  
 すべて更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 5番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 畑1筆 2,870㎡  
 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 6番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田1筆 2,674㎡  
 更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 7番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 畑2筆 3,022㎡  
 新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 8番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田3筆、樹園地1筆 2,849㎡  
 更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 9番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

- 利用権を設定する者： ○○○○ 外 5 名  
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。  
利用権を設定する土地： 畑 1 筆 5,995 m<sup>2</sup>  
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 10 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
利用権を設定する者： ○○○○  
利用権を設定する土地： 畑 3 筆 6,412 m<sup>2</sup>  
更新で契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転を説明します。

- 11 番 所有権の移転を受ける者：○○○○ 認定農業者  
所有権を移転する者： ○○○○  
所有権を移転する土地： 畑 2 筆 5,110 m<sup>2</sup>  
契約内容は売買で対価は 2 筆合計○○万円となっております。
- 12 番 所有権の移転を受ける者：○○○○ 認定農業者  
所有権を移転する者： ○○○○  
所有権を移転する土地： 畑 2 筆 4,372 m<sup>2</sup>  
契約内容は売買で対価は 2 筆合計○○万円となっております。
- 13 番 所有権の移転を受ける者：○○○○ 認定農業者  
所有権を移転する者： ○○○○  
所有権を移転する土地： 畑 1 筆 2,623 m<sup>2</sup>  
契約内容は売買で対価は○○万円となっております。
- 14 番 所有権の移転を受ける者：○○○○ 認定農業者  
所有権を移転する者： ○○○○  
所有権を移転する土地： 田 6 筆 7,565 m<sup>2</sup>  
契約内容は売買で対価は 6 筆合計○○万円となっております。

以上、3 番 1 から 14 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) の ① の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 29 号 利用権設定の 3 番 1 から 10 番、所有権移転の 11 番から 14 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号 利用権設定の 3 番 1 外 28 件、所有権移転の 11 番外 3 件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用

地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。26 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 29 号 3 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。以上です。

○議長

それでは、議案第 30 号の 1 番 1 と 1 番 2 を審議いたします。本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案についてご説明いたします。27 ページをご覧ください。

1 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地：畑 12 筆

1 番 2 畑 1 筆

以上、1 番 1、1 番 2 の面積合計は畑 13 筆 14,524 m<sup>2</sup>

契約内容は賃貸借権となっております。

以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 30 号 農用地利用配分計画に対する意見について、1 番 1 と 1 番 2 については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番 1 外 1 件については、適当であるとの意見に決しました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 30 号 2 番 1 から 4 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地：畑 4 筆

2 番 2 畑 3 筆

2 番 3 畑 2 筆

2 番 4 畑 1 筆

以上、2 番 1 から 2 番 4 の面積合計は畑 10 筆 17,034.55 m<sup>2</sup>

契約内容は、使用貸借権となっております。

3 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地：田 1 筆 882 m<sup>2</sup>

契約内容は、使用貸借権となっております。

4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する土地：田 4 筆 7,332 m<sup>2</sup>

契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、2 番 1 から 4 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 30 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 2 番 1 から 4 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 2 番 1 外 5 件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 31 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 31 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。29 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。30、31 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、田 1 筆、畑 9 筆、樹園地 1 筆合計面積は 10,803 m<sup>2</sup>となっております。4 月からの累計は、田 24 筆、畑 124 筆、樹園地 5 筆で合計面積は 118,279 m<sup>2</sup>となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 31 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定地について

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 非農地証明書交付願いについて
4. 農地転用許可不要案件届出書について
5. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第 5 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後 3 時 40 分 閉会＝